

平成 16 年 2 月 6 日

各 位

東京都新宿区高田馬場二丁目 18 番 6 号  
株式会社ワイズテーブルコーポレーション  
代表取締役社長 金山 精三郎  
(コード番号：2798)  
問合せ先 専務取締役管理本部長 庄司 靖  
( 03 - 3200 - 4655 )

## 公募新株式の発行価額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 16 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による新株式発行につきましては、発行価額等が未定でありましたが、平成 16 年 2 月 6 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

### 記

- 1 . 発 行 価 額 1 株につき 金 300,000 円  
(ただし、引受価額が発行価額を下回る場合は、当該新株式の発行を中止する。)
- 2 . 発 行 価 額 中 資 本  
に 組 入 れ ない 額 1 株につき 金 150,000 円  
(なお、引受価額が発行価額を上回る場合、その差額についても資本に組入れない。)
- 3 . 仮 条 件 350,000 円から 450,000 円
- 4 . 仮条件の決定理由等 仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見並びに需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規公開株式に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。なお、当該仮条件は変更されることがあります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

## 【ご参考】

### 1. 募集及び売出しの概要

#### (1) 発行新株式数及び売出株式数

発行新株式数	普通株式	600株
売出株式数	普通株式	
	引受人の買取引受による売出し	600株
	オーバーアロットメントによる売出し	上限180株(1)

(2) 需要申告期間 平成16年2月10日(火曜日)から  
平成16年2月17日(火曜日)まで

(3) 価格決定日 平成16年2月18日(水曜日)  
(一般募集における価格(発行価格及び売出価格)は、発行価額以上の価格で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集期間 平成16年2月20日(金曜日)から  
平成16年2月25日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成16年2月29日(日曜日)

(6) 配当起算日 平成16年3月1日(月曜日)

(7) 受渡期日 平成16年3月1日(月曜日)

(1) オーバーアロットメントによる売出しは、公募及び売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、UFJつばさ証券株式会社が当社株主から180株を上限として貸借する当社普通株式の売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は売出しそのものが中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は平成16年1月26日開催の取締役会において、UFJつばさ証券株式会社を割当先とする当社普通株式180株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を、平成16年3月31日を払込期日として行うことを決議しております。

また、UFJつばさ証券株式会社は、上場(売買開始)予定日(平成16年3月1日)から平成16年3月26日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しのために当社株主から賃借した株式(以下「賃借株式」という。)の返却を目的として、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、シンジケートカバー取引期間内において、UFJつばさ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に達しない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引に係る賃借株式への返却に充当する株式数を減じた株式数について、UFJつばさ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じる予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

### 2. 第三者割当増資の条件

(1) 発行価額 1株につき 金300,000円

(2) 発行価額中資本  
に組入れない額 1株につき 金150,000円

以上

ご注意: この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。